

研究費の不正防止対策に関する基本方針

27農生研第20150728004号

平成27年7月31日

国立研究開発法人農業生物資源研究所（以下「研究所」という。）は、国からの付託を受けて社会的・公共的役割を担う国立研究開発法人として設置されている公的研究機関であり、運営費交付金、競争的資金、政府委託プロジェクト等の公的な資金の交付、配分を受け業務を遂行しています。

研究所には、研究活動等を通じ、その成果を社会に還元するとともに、法令及び社会規範を遵守し、高い倫理観をもって責任ある行動を取ることが求められています。そのため、次のとおり、研究所において管理する全ての研究資金（以下「研究費」という。）の不正防止に関する基本方針を定め、研究費の適正な運営・管理に努めます。

1. 研究費の適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

研究費の執行に係る事務処理手続きについて、そのルールや職務権限を明確化し、役職員等の不正防止に関する意識向上を図り、不正使用を未然に防止するための十分な機能を備えた環境・体制の構築を図ります。

2. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

研究費の不正を発生させる要因を把握し、その発生可能性や発生した場合の影響を分析・評価した上で、不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定し、実効性のある不正防止対策を実施します。

3. 研究費の適正な運営・管理

不正防止計画に基づき、適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のある仕組みを構築し、研究費の適正な運営・管理を行います。

4. 情報発信・共有化の推進

研究費の使用ルールや、研究費の不正防止に向けた取組等について、内外に積極的に情報発信するとともに、役職員等や取引業者との間で情報を共有します。また、それらが理解され、適切に実施されるための体制を整備します。

5. 実効性のあるモニタリングの実施

研究費の不正が発生しない環境作りを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備し、モニタリングを着実に実施することにより、不正の防止に向けた取組の見直しにいかします。

附 則

この方針は、平成27年7月31日から施行する。